

令和6年度 直島幼児学園 保育料(月額)

令和6年4月1日現在

【3号認定】

	階層区分		保育標準時間			保育短時間			
			1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	
年 多 子 制 限 な し 57,700円未満 57,700円以上	第1階層	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
	第2階層	町民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
	第3-1階層	町民税所得割非課税 (均等割のみ課税)世帯	12,000円	6,000円	0円	12,000円	6,000円	0円	
	第3-2階層	町民税所得割課税額	24,300円未満の世帯	12,900円	6,450円	0円	12,900円	6,450円	0円
	第3-3階層		24,300円以上 48,600円未満の世帯	14,900円	7,450円	0円	14,700円	7,350円	0円
	第4-1階層		48,600円以上 60,700円未満の世帯	18,300円	9,150円	0円	17,900円	8,950円	0円
	第4-2階層	町民税所得割課税額	60,700円以上 72,800円未満の世帯	20,200円	10,100円	0円	19,800円	9,900円	0円
	第4-3階層		72,800円以上 84,900円未満の世帯	24,500円	12,250円	0円	24,100円	12,050円	0円
	第4-4階層		84,900円以上 97,000円未満の世帯	27,100円	13,550円	0円	26,700円	13,350円	0円
	第5-1階層		97,000円以上 121,000円未満の世帯	33,400円	16,700円	0円	32,800円	16,400円	0円
第5-2階層	121,000円以上 145,000円未満の世帯		38,800円	19,400円	0円	38,200円	19,100円	0円	
第5-3階層	145,000円以上 169,000円未満の世帯		43,700円	21,850円	0円	43,100円	21,550円	0円	
第6-1階層	169,000円以上 235,000円未満の世帯		45,500円	22,750円	0円	44,600円	22,300円	0円	
第6-2階層	235,000円以上 301,000円未満の世帯		52,700円	26,350円	0円	51,800円	25,900円	0円	
第7階層	301,000円以上 397,000円未満の世帯	58,200円	29,100円	0円	57,000円	28,500円	0円		
第8階層	397,000円以上の世帯	68,000円	34,000円	0円	66,400円	33,200円	0円		

※ひとり親世帯等の保育料(町民税所得割課税額 77,101円未満の世帯に限る)

	階層区分		3号認定(3歳未満児)						
			保育標準時間			保育短時間			
			1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	
多 子 カ ウ ン ト 年 齢 制 限 な し	第1階層	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
	第2階層	町民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
	第3-1階層	町民税所得割非課税 (均等割のみ課税)世帯	5,500円	0円	0円	5,500円	0円	0円	
	第3-2階層	町民税所得割課税額	24,300円未満の世帯	5,950円	0円	0円	5,950円	0円	0円
	第3-3階層		24,300円以上 48,600円未満の世帯	6,950円	0円	0円	6,850円	0円	0円
	第4-1階層		48,600円以上 60,700円未満の世帯	9,000円	0円	0円	8,950円	0円	0円
	第4-2階層	町民税所得割課税額	60,700円以上 72,800円未満の世帯	9,000円	0円	0円	9,000円	0円	0円
	第4-3階層		72,800円以上 77,101円未満の世帯	9,000円	0円	0円	9,000円	0円	0円

※町民税所得割課税額が77,101円以上の世帯は、上表の保育料となります。

◆多子カウントの年齢制限(3人目以降のみ)について

「香川県第3子以降保育料減免事業」により、第1子が原則18歳(高校卒業)までは階層区分に関係なく多子としてカウントしています。(軽減割合は階層区分により異なります。)